

浦添市里浜の保全及び活用の促進に関する条例【解説付き】

（目的）

第1条 この条例は、西海岸の里浜の保全及び活用（以下「保全等」という。）の促進についての基本理念を確立することで、市並びに市民、活動団体、事業者及び来訪者（以下「市民等」という。）がそれぞれ果たすべき責務及び役割を明らかにするとともに、貴重な地域資源としての里浜の保全等を促進するために必要な事項を定めることにより、里浜づくりの次世代への継承を図り、もって市民の健康及び福祉の充実、心豊かな生活の確保並びに協働のまちづくりに寄与することを目的とする。

【解説】 カーミージー周辺等の西海岸は、多様な生物の生息する海草藻場が形成されている広大なイノー等が存在し貴重な自然環境を有しています。その自然環境を次世代に引き継いで行くために、基本理念や市民等が果たすべき役割を定めることします。さらに、浦添市総合計画及び環境基本計画の上位計画や関連計画（以下、「上位計画等」という。）との整合を図り、協働のまちづくりに位置づけます。

本条例は“里浜を保全し活用して行きましょう”と宣言するための理念条例であり、里浜の保全及び活用に関わる区域（第2条第1号参照）の管理等に関し、管理者の権限を越えるものではありません。また、上位計画等に基づく西海岸の開発や幹線道路整備を妨げるものではありません。

本条例は、港湾法や海岸法等の関係法令との整合性を図りつつ、関係機関と連携し、里浜の保全及び活用の促進を図ります。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 里浜 多様な自然環境を構成している海浜と人々とのつながりが現代の暮らしの中で身近なものとして、様々な活動がなされているカーミージー周辺の海岸等をいう。

【解説】 「里浜」の定義については、『「里浜づくり」の道しるべ（平成18年3月）里浜づくり研究会』から一部引用しております。また、浦添市の里浜として保全及び活用する区域は、カーミージー周辺の海岸等としております。なお、隣接する那覇港港湾区域については、那覇港港湾計画図（平成28年10月）における「自然的環境を保全する区域」は本条例の対象としますが、それ以外の区域は含まないものとします。なお、那覇港港湾計画変更があった場合、本条例の対象となる「自然的環境を保全する区域」もそれに伴います。

(2) 里浜づくり 地域の人々が海辺と自分たちの地域の関わりがどうあるべきかを環境保全及び災害防止のあり方も含めて議論し、海辺を地域の共有空間として意識しながら、長い時間をかけて地域の人々と海辺との固有のつながりを培い、及び作り出していく様々な運動又は取組をいう。

【解説】『「里浜づくり」の道しるべ（平成18年3月）里浜づくり研究会』から引用しております。里浜づくりは多様な活動を通して里浜文化をどこまで広げるか、地域の取組だけでなく様々な可能性が含まれていることを認識する必要があります。

(3) カーミージー 西海岸の空寿崎の先にある、亀の形をした石灰岩の大岩をいう。

【解説】カーミージー（亀瀬）は方言で、岩の形が亀が伏せたような姿に見えることから、「カーミー」が亀、「ジー」が岩礁のことで、地域住民に親しまれてきた場所です。

(4) 活動団体 里浜づくりを理解し、里浜の保全等の活動を積極的かつ主体的に行う団体をいう。

【解説】カーミージー周辺等の西海岸の自然環境を保全及び活用していくために、環境教育等の活動を実践している団体のことで、任意団体も該当します。

(5) 事業者 市内で事業を営む個人及び法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

【解説】市内事業者のことで、里浜づくりの理念を実践する市内事業者も含まれます。

(6) 来訪者 県民及び観光等の目的で市外から来訪する者をいう。

【解説】里浜を利用する人は浦添市民だけではないため、来訪者として定義しました。

(基本理念)

第3条 里浜の保全等は、里浜が現在及び将来にわたり市民等が安全かつ健康で文化的な生活を維持するための重要な資源であることを認識し、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 生物多様性及び自然の循環に着目し、里浜の貴重な自然環境の保全及び回復を図ること。
- (2) 市民参加を主体とした里浜の歴史及び文化の学習及び伝承の場として活用すること。
- (3) 里浜を防災意識向上及び憩いの場として活用し、都市の生活環境の保全及び回復を図ること。
- (4) 里浜における環境保全に配慮し、人と自然とのふれあいを確保すること。
- (5) 市及び市民等との協働による里浜づくりの推進を図ること。
- (6) 里浜づくりの活動と理念を持続させるため、環境教育及び環境学習を通して人材育成を図ること。

【解説】里浜を保全及び活用して行くために基本理念を定めております。

- (1)生物多様性の観点から里浜を保全し回復して行くことを謳っております。
- (2)市民が里浜を認識し、歴史・文化の学習・伝承の場として活用していく事を謳っております。
- (3)里浜を津波等の災害防止に関わる普及啓発の場、及び里浜を残すことで市民の憩いの場として活用することで、人々の生活環境の保全と回復を図ることを謳っております。
- (4)里浜を環境保全に配慮しながら人と自然とのふれあいの場として確保することを謳っております。
- (5)市や市民等で協働して里浜づくりを推進することを謳っております。
- (6)里浜づくりの活動を次世代へ継承するため、環境教育・環境学習を行い、人材育成を図ることを謳っております。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、里浜の保全等の促進についての施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、里浜の状態及び利用状況についての調査その他必要な措置を講ずるとともに、当該施策を市民等及び関係機関等と協力して実施しなければならない。
- 3 市は、第1項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、当該施策を市民等及び関係機関等に周知しなければならない。

4 市は、里浜の意義に関する市民等の理解を深めるため、必要な普及啓発活動を行わなければならない。

【解説】里浜を保全及び活用するための市の責務を明記しております。なお、市は、西海岸の里浜を保全及び活用していくことについての市民等及び関係機関等との窓口として調整する立場となります。

第1項 第3条の基本理念にのっとり、里浜を保全及び活用するための施策を策定し実施することとしております。施策につきましては、第6条の協議会や市の関連部署の意見等を反映しながら策定して行きます。

第2項 施策の策定及び実施に関し、里浜の現況調査（モニタリング調査等）及び必要な措置を講ずる場合は、市民等や関係機関等に情報提供等を行い、協力して行います。なお、関係機関等は海岸管理者及び港湾管理者等を想定しています。

第3項 施策の策定及び実施に関して市民等及び関係機関等へ周知します。

第4項 里浜を保全及び活用の促進を図るため、普及啓発活動を積極的行います。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、里浜の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する里浜の保全等についての施策に協力するものとする。

【解説】市民、活動団体、事業者及び来訪者も里浜の保全及び活用に努めるとともに市の施策等に協力することとしています。

（協議会）

第6条 里浜の保全等に関する関係者間の意見交換及び情報共有を図るため、浦添市里浜保全活用促進協議会を設置するものとする。

【解説】里浜を保全及び活用するための施策等について意見交換を行い、その情報を共有する場として任意の協議会を設置することとしております。関係者とは、第1条に明記した「市民等」及び第4条に明記した「関係機関等」を合わせたものになります。